令和2年度 事前評価点検表(内部評価)

1 事業概要

| 1 事業概要 | | | | |
|----------|--|--|--|--|
| 事業名 | 用排水施設等整備事業(玉串川2期地区) | | | |
| 担当部署 | 環境農林水産部 中部農と緑の総合事務所 耕地課 (連絡先 072-994-1515) | | | |
| 事業箇所 | 八尾市山本町、山本町北 | | | |
| 事業目的 | 事業対象水路である玉串川は八尾市を南北に流れ、地域の農地 86ha をかんがいする重要な農業用水路であり、大和川の付替工事が行われた宝永元年(1704 年)頃に築造された古い歴史をもつ水路である。 本事業区間の護岸は昭和30年代に造成されたものであり、近年、老朽化が著しく、いたる所で護岸ブロックや石積が崩落し危険な状況となっている。 このようなことから、護岸の崩落による通水阻害を原因とする溢水被害を未然に防止し、農業用水路の機能を確保し農業経営の安定を図るとともに、地域住民に対し、安全・安心なくらしを提供することを目的として事業を実施するものである。 | | | |
| 事業内容 | 水路工 $L = 2,265 m$ | | | |
| 事業費 | 全体事業費:7.2 億円 [国:3.6 億円、府:1.8 億円、八尾市:1.8 億円] (内訳) 工事費 6.6 億円 測量試験費 0.4 億円 補償費 0.2 億円 【事業費の積算根拠】 既存資料及び現地での調査結果を基に工事数量を算定したのち、積上げにより事業費を算出。 | | | |
| 事業費の変動要因 | 【他事業者との協議状況】 事業区域について、近鉄河内山本駅周辺整備事業(事業主体:八尾市)の計画区域と重複 しないよう調整中。 【今後の事業費変動要因の予測】 以下の要因により事業費が変動する場合がある。 ・上記近鉄河内山本駅周辺整備事業の計画区域の変更により本事業の事業区域に変更が 生じた場合 ・水路底の地盤が軟弱で土質改良を必要とする場合 ・仮設工事の実施にあたり、道路管理者(市道及び府道)との協議により工法に変更が 生じた場合 | | | |
| 維持管理費 | 本施設は工事完了後、築留土地改良区及び八尾市に引き渡すこととしており、大阪府の維持管理に係る費用負担はない。 | | | |
| 関連事業 | | | | |
| | | | | |

2 事業の必要性等に関する視点

| 上位計画等に | ○ 大阪府地域防 | | 11 修正) | | | | |
|---------------|---|----------------|--------|--------------|--------------|---------|-------------|
| おける位置付け | ○ 新たなおおさか農政アクションプラン (H29.8 策定) | | | | | | |
| 優先度 | ○ 大阪府地域防災計画において、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、府・市・関係機関は連携して、農業用水路の整備、排水施設等の改修・長寿命化を進めることとしている。 ○ 新たなおおさか農政アクションプランにおいて、きめ細やかな基盤整備の推進として、農業用水路の整備が位置づけられている。 ○本事業区間は水路護岸の老朽化が著しく、崩落による溢水被害及び水路に隣接する府道、市道の崩壊を防止するため護岸改修が必要である。 ○本事業区間より上流区間 3.5kmについては、平成 21 年度から令和元年度にかけて国庫補助事業により整備済みであり、本事業は引き続き下流区間の整備を行うものである。 | | | | | | |
| 事業を巡る | 【八尾市の農業と水路の現況】 ○八尾市は、大阪府中央部の東側、大阪平野の中心に位置し、東は信貴生駒山系を境に奈良県に、西は大阪市に接しており、鉄道や道路により、大阪都心部からの交通アクセスが充実している。 ○また、年間平均気温 16.5℃前後、年間降水量 1,306mm 前後と比較的温暖で瀬戸内気候に属している。 ○こうした都市近郊の立地条件と温暖な気候条件から、玉串川の農業用水を利用して、水稲の他、八尾市の特産品である若ごぼう、枝豆をはじめ小松菜、春菊などの野菜や花きの生産が行われている。 | | | | | | |
| 社会経済情勢等 | 農業の推移(農業 | 耕地面積 | 農家数 | 稲作 | 野菜類 | 耕作放棄地 |] |
| 立立が1111/20 (4 | 2010年 | 235ha | 405 戸 | 101ha | 94ha | 2ha | 1 |
| | 2015年 | 157ha | 278 戸 | 72ha | 69ha | 2ha | |
| | 2010年比 | △ 78 ha | △127 戸 | △29ha | △25ha | 0ha | |
| | ○玉串川は、歴史ある水路であるとともに、水路沿いは桜並木となっており、地域の良好な景観を形成している。 ○しかしながら、施設の現状については、護岸の損傷が見られ、崩落を原因とする溢水の恐れが生じている。万一、被害が発生した際は市街地への影響が甚大であることから護岸改修を早急に行う必要がある。 | | | | | | |
| 地元の協力体制等 | 本事業の実施に区及び八尾市の会 | | | | 様に、管理者~ | である築留土地 | 业 改良 |

| | 【費用便益分析】 | 【算定根拠】 |
|---|---|---|
| | ・総費用総便益比: 2.17 | ○土地改良の効果算定マニュアルによる |
| 事業の投資効果 <費用便益分析> または <代替指標> | ・総便益:1,359,389 千円 (①+②+③+④) ①維持管理費節減効果 △ 20,285 千円 ②災害防止効果(農業関係資産)9,389 千円 ③災害防止効果(一般資産)1,357,825 千円 ④災害防止効果(公共資産) 12,460 千円 ・総費用:626,336 千円(①+②) ①当該事業費 547,428 千円 ②その他費用 78,908 千円 【水路溢水時の主な影響】 (1)全想定被害面積 108.8ha (2)農作物被害 浸水 11.5ha (3)農業用施設被害 用排水路 0.35km (4)被災戸数(人家) 1,346 戸 (5)被災戸数(公共建物) 1戸 (6)被災戸数(農業倉庫) 5戸 (7)被害想定額 1,571,100 千円 | ・総便益 災害防止効果や維持管理に係る管理者の 負担節減効果など、評価期間における効果 額を現在価値化し算出 ・総費用 当該事業による費用に資産価額及び評価 期間(当該事業の工事期間+40年)にお ける再整備費を加え、評価期間終了時点 の資産価額を減じた事業費を現在価値化 し算出 ・被害想定額 当該施設が溢水した場合の被害想定をも とに算出 ・受益者 受益農家、地域住民 |
| 事業効果の 定性的分析 (安全・安心、活力、 快適性等の有効性) | 因とする溢水の恐れがあるが、本事業の実施 業施設及び地域住民の生命・財産を被害か | じており、放置すれば崩落による通水阻害を原施により、水路の通水機能を確保し、農地・農ら守ることができる。 確保し安定した農業経営を図ることができる。 |

3 事業の進捗の見込みの視点

| | ○R1 国庫補助事業農村地域防災減災事業(調査計画事業)として実施 基本計画の策定 ○R3 国庫補助事業農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)として着工予定 | | | | |
|---------|---|-------|------------|------------|--|
| | | R3 | R4~R9 | R10 | |
| 事業段階ごとの | 進捗 | 測量・調査 | 仮設工 | 仮設工 | |
| 進捗予定と効果 | | 実施設計 | 水路護岸工 | 水路護岸工 | |
| | | | 実施設計 | | |
| | 効果 | _ | 水路護岸の安全性向上 | 水路護岸の安定性向上 | |
| | | | 浸水被害の防止 | 浸水被害の防止 | |
| 完成予定年度 | 令和 10 年度 | | | | |

4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

| 代替手法との 比較検討 | ○護岸の崩壊を原因とする浸水被害を未然に防止し、排水を安全に第二寝屋川へ流下させる |
|----------------|---|
| | ためには、本水路の改修以外に手法は無い。 |
| | ○施設の安全性及び流下能力を確保し、隣接する府道、市道に影響がない施工方法を検討す |
| | るとともに、八尾市景観計画に従い、景観に配慮した整備を検討した結果、石積護岸及び |
| | 修景コンクリート護岸による改修以外に代替手法はない。 |
| | ○現況の護岸を残し、前面に新たに護岸を整備することにより、現況護岸の取壊し費用及び |
| コスト縮減 | 処分費用の削減ができる。 |
| | ○仮設資材(コルゲートフリュームや鋼材など)を再利用することにより、コスト縮減が図 |
| | られる。 |

5 特記事項

| 自然環境等への影響とその対策 | ○八尾市景観計画において、玉串川沿いは、水辺空間とまちなみが一体となった緑豊かでう |
|----------------|---|
| | るおいのある景観をつくりだすことが景観づくりの目標とされていることから、石積護岸 |
| | 及び修景コンクリート護岸による整備を行う。 |
| | ○工事にあたっては、可能な限り既設護岸を取り壊さず前面に石積護岸を新設することによ |
| | り現在の桜並木の景観を保全する。また、一部流下断面が不足する箇所は、既設護岸を取 |
| | 壊しの上、修景コンクリート護岸で復旧する。 |
| | ○水路の全区間を締め切らず通水を確保した状態で施工するなど、水辺の生き物に配慮す |
| | る。 |
| | ○周辺住宅地に配慮し、施工機械は「排出ガス対策型」のものを用いる。 |
| その他特記事項 | |

6 評価結果

| | ○事業実施は妥当 |
|------|---|
| 評価結果 | <判断の理由> 用排水施設等整備事業「玉串川 2 期地区」については、農業用水路の機能を確保し農業経営の安定を図るとともに、豪雨時の浸水被害から地域住民の安全・安心なくらしを守るため「事業実施は妥当」と判断する。 |